次世代ケアマネジメント研究会 会 則

(総 則)

- 第1条 本会は、次世代ケアマネジメント研究会と称する。
 - 2. 英語名は Futuer Care Management Institute(略称 FCMI)とする。
 - 3. 本会の事務所は、東京都文京区湯島 3 丁目 19 番 11 号 湯島ファーストビル 4F 株式会社シード・プランニング内に置く。

(目的及び事業)

第2条 本会は、要介護者や障害者等及びその家族が自立・自律した日常生活を営むために必要な支援に関する専門的知識と技術を有し、 要介護者や障害者等及びその家族の心身の状況や環境等を十分に踏まえた支援をマネジメントすることが求められる。 そのために、ケアマネジメントは医療を含む多職種や地域資源と連携しながら多様な支援を構築することを求められている。

次世代ケアマネジメント研究会(以下、研究会)は、国際的なケアマネジメント学の知見に広い視野を持ち、介護保険制度や障害者福祉制度のもとで研鑽されてきたケアマネジメント実践に学ぶとともに、 進化する AI、ロボット、IoT等の技術の活用及び技術開発と産業の支援含め、 次世代の日本型ケアマネジメントの構築を目指すことを目的とする。

- 2. 本会は、上記の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1)次世代のケアマネジメントを定義・構築の研究及び提言を行う。
- 2) AI、ロボット、IoT、データ分析等、次世代ケアマネジメントを支える技術・産業研究および発信を行う。
- 3) ケアマネジメントの質の向上に関わる調査研究を実施し、広く発信する。
- 4) 研究会およびセミナー等を開催する。
- 5) 国および自治体、関連団体のケアマネジメントに資するプロジェクトに協力する。
- 6) 研究成果レポートの出版および発行を行う。
- 7) 前各号に附帯または関連する一切の業務を行う。

(会 員)

- 第3条 本会の会員は、個人会員、法人賛助会員の2種とする。
 - 2. 前項に示す本会の各々の会員は、原則として理事会の承認を得て各会員の資格を 得、本会の催す諸種の活動に参加することができる。
 - 3. 個人会員とは、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に参加する個人を指す。
 - 4. 法人賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、本会の活動に参加する企業を指す。

第4条 本会に入会を希望するものは、所定の手続きを経て本会に申し込み、理事会の承

認を得なければならない。

- 第5条 会費規則については別途定めるものとする。
- 第6条 会員が退会を希望するときは、退会届の提出をもって退会することができる。 その場合、既納の会費は返付しない。
- 第7条 以下のいずれかに該当する行為があったときは、理事会に諮り会員を除名することができる。
 - 1) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為のあったとき
 - 2) 会費を2年以上滞納したとき

(役員等)

第8条 本会に次の役員をおく。

理事長1名、副理事長3名以内、理事10名以内、監事1名。

- 2. 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 3. 副理事長は、理事長に事故があるときは、直ちに理事会を招集し、理事会の議決によって適切な措置をとらなければならない。
- 4. 理事の選任は、1名以上の理事の推薦により理事会にはかり、理事会の承認により理事長が任命する。
- 5. 理事は、理事会を組織し、理事会の議決に基づいて会務を執行する。 理事は、会務を分担するものとする。
- 6. 監事は、総会にて選出し、会計検査を行う。
- 7. 本会の役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 8. 本会理事長、副理事長は理事会において選出する。
- 9. 事務局長は理事長がこれを委嘱する。

(会 議)

第9条 通常総会は理事長が議長を務め、原則として年1回招集し、その他必要に応じて 随時招集することができる。

理事の 3 分の 1 以上が総会の開催を要求したときには、議長はこれを招集しなければならない。

- 2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたときはこれを招集することができる。
- 3. 理事長は、通常総会および臨時総会の開催日の5日前までに書面または電子メールによって通知しなければならない。
- 4. 通常総会、臨時総会は、会員から選出された総代の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。ただし、委任出席を認める。
- 5. 総会の議決は、出席者の過半数による。
- 6. 次の事項は、総会に提出して承認を得なければならない。

- 1) 事業計画および収支予算
- 2) 事業報告および収支決算
- 3) 役員の選任または解任、職務および報酬
- 4) 会費の変更
- 5) 会則に定められた承認事項や決定事項
- 6) その他理事会で提出が議決された事項

(名誉会長及び顧問)

- 第11条 本会に、名誉会長及び顧問をおくことができる。
 - 2. 名誉会長及び顧問は、理事長が理事会にはかり、これを選任する。
 - 3. 理事会は必要に応じて名誉会長及び顧問を招集できる。
 - 4. 名誉会長及び顧問は、年会費納入等を免除される。

(事務局)

- 第12条 本会には事務局をおく。
 - 2. 事務局長の任免は理事長が行う。
 - 3. 事務局は、本会の会計および事務一般を担う。
 - 4. 事務局は株式会社シード・プランニングに委託する。
 - 5. 委託契約は理事会が承認し契約する。

(雑 則)

- 第13条 本会には、会務に関する各種の研究会、委員会及び支部等をおくことができる。 各種委員会及び支部等の運営は、それぞれ別の規程により定める。
 - 2. 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、5月31日に終る。
 - 3. 本会設立時の会則は理事会が承認する。
 - 4. 本会則の変更は、理事会が提案し、総会の承認を得なければならない。
 - 5. 本会則の施行に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。
 - 6. 理事会および各種研究会、委員会は、会務を執行するため、総会もしくは理事会の議決に基づく必要な規程を定めることができる。

本会則は令和3年6月1日より施行する。

附則

- 1期目の総代は、推薦および立候補を募り、理事会にて決定する。
- 1期目の監事は、推薦および立候補を募り、理事会にて決定する。

本会の会費の額は以下の通りとし、毎年これを検討する。

(年会費)

会員名	会員区分	年会費 (円)
個人会員	一般会員	3,000
	法人会員(A 会員)	50,000
法人賛助会員		/1 口以上
(企業として入会が決	法人会員(B 会員)	100,000
定されていること)		/1 口以上
	法人会員(C 会員)	300,000
		/1 口以上

会員細則は別途定める。

事務局より毎年期の初めに請求書を会員に郵送し、支払いは銀行振り込み(手数料は振込 人負担)を基本とするが、会員の利便性を高める会費の納入方法があった場合は理事会の 承認を得て追加する。

事務局口座は株式会社シード・プランニングが開設する。

運営体制は以下のとおりとする。

